

2005年度自治労連愛知県本部統一要求（案）

第1章 自治体労働者とすべての労働者の賃金・労働条件の底上げ・最低保障の実現に向けて

1. 賃金の引き上げ、賃金体系の改善に関すること

【賃金水準の引き上げについて】

(1) 自治体および自治体関連職場に働く労働者の賃金を、「誰でも1万円以上」「時間給50円以上」引き上げること。また、臨時・非常勤・パートを含め、自治体にはたらく労働者の産別最低賃金を「時給1000円・日額7400円・月額150000円」以上として確立するとともに、「均等待遇」の原則を確立すること。

(2) 時間額1000円以上・日額7400円以上・月額150000円以上の全国一律最低賃金制度の実現を図ること。また地域最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、パート・嘱託、派遣労働者などの賃金・労働条件の「均等待遇」を実現すること。

(3) 人事院の「給与構造の基本的見直し」（素案）による、公務員の基本賃金の大幅切り下げ、地域経済をさらに困難に迫りやる「地域給制度」、「成績主義」評価による「査定昇給」制度、職務職階・差別拡大の給料表構造改定などの「給与見直し」は、「生活給、同一労働同一賃金」などの賃金原則を無視し、公務員制度の根本を歪めるものであり行わないこと。

(4) 公務の「公平性・中立性・安定性・継続性」の確保を歪める「能力・成績主義」による賃金・人事管理を自治体に強要・導入しないこと。

また、「人事評価制度」は給与制度と分離するとともに、「情報開示」「不服申立」「苦情・救済制度」「訂正権の確立」などを明確にし、一方的な導入を行わず労働組合と協議すること。

(5) 勤勉手当の成績率の拡大を行わず勤勉手当を期末手当に一本化するとともに、支給月数を大幅に引き上げること。また、差別支給である役職加算を廃止し、一律支給にすること。当面、役職以外にも支給枠を拡大すること。

(6) 「三位一体改革」の影響などによる地方自治体の財政危機を理由とした一方的な賃金・労働条件の切り下げは行わないこと。労使協議・労使合意を前提とすること。

【賃金体系の改善について】

(1) 給料表8級相当までは上位級初号の額（直近上位額）に達すれば無条件で昇格させること。また、給料表の高位号給の昇給間差額は、6400円以上とすること。

(2) 初任給引き下げを行わないこと。(初任給ダウンにともなう復元措置をただちに行うこと。) 技能・労務職の採用時の年齢別初任給基準を大幅に改善(確立)し上限規定を廃止すること。

(3) 特別昇給制度については、恣意的運用をやめ、すべての職員に対して公平・民主的に実施すること。

(4) 中途採用者の初任給決定をつぎのとおり改善すること。

①前歴換算は当面「同種 10 割・その他 8 割」とすること。

②採用時の年齢別初任給基準を大幅に改善し、上限規制を廃止すること。

③標準到達賃金水準に達しない者の賃金の底上げをし、当面、8割になるよう改善すること。

④制度改善にともなう在職者調整は完全におこなうこと。

(5) 現業・非現業の差別をいっさいなくするため、行政職(二)表については廃止し、行政職(一)給料表を適用すること。当面、行政職(一)表水準の適用を行うこと。また、医療職(三)給料表の抜本的な改善を行うこと。

(6) 職種間の分断につながる「福祉給料表」などの導入は行わないこと。また、給料表の新たな創設などによる分断は行わないこと。

(7) 全員が昇給短縮になる制度(10年・15年・20年など経験年数での特昇)を確立すること。

(8) 「55歳昇給停止」など「高齢者の昇給停止・延伸」をやめ、改善すること。また、枠外昇給についても12月とすること。

(9) 病休・育児休業・介護(看護)休暇・専従休職等の昇給延伸に対する復元措置を改善・確立すること。

【諸手当について】

(1) 諸手当を次のように改善し、2005年4月から実施すること。

①扶養手当を配偶者6万円・その他3万円に引き上げ、所得のない大学等在学中の者すべてを支給対象とすること。また、所得額180万円までは扶養手当の支給対象とするとともに、扶養親族順位や女性職員に対する扶養親族認定などの基準を改善し、職員の申請どおり支給すること。

②高校・大学等在学中の子どもをもつ職員に対して「教育手当(仮称)」を新設すること。

③地域差拡大につながる「地域給」の導入をせず、調整手当を10%とし、支給率の引き下げ・改悪は行わないこと。

④住居手当は、全職員に3万円以上支給すること。この場合借家等の基礎控除額の引き上げを行わないこと。

⑤通勤手当は全額実費支給とし、非課税とすること。交通用具利用者・徒歩通勤者には距離別支給額を大幅に改善すること。また、駐車・駐輪場利用料金については保障すること。

⑥超過勤務手当は、つぎのとおり改善すること。

1) 不払い・サービス残業をただちに無くし実働分については全額支給すること。

2) 超過勤務手当は 100 分の 150 とし、深夜勤務手当および休日勤務手当は 100 分の 200 とすること。

3) 手当支給額の算定基礎に住居手当をはじめ月例手当を含めること。

⑦交替制・変則勤務、危険・困難勤務などにもなう特殊勤務手当を引き上げるとともに、土曜日の開庁職場に対して「閉庁困難職場手当（仮称）」を新設すること。また、国基準等を理由に特殊勤務手当の削減をしないこと。

⑧管理職手当については、廃止を基本に超過勤務手当を支給すること。当面管理職手当の増額・拡大をせず、管理職等の範囲の見直しなど必要な整理を行うこと。

⑨年末年始手当を制度化し、増額すること。

(2) 退職に関する条件及び手当を改善すること。

①退職手当は、算定基礎に調整手当額を算入するなどの改善を行い、国基準などを理由とした制度・支給率の改悪は行わないこと。将来の定年退職者数を想定した手当支給財源の確保をはかり、退職金債などの対応は行わないこと。

②若年退職及び勸奨退職を強要しないこと。

③自己都合退職の勤務 20 年未満の減額制度は廃止すること。

④年齢 50 歳以上で退職した場合はすべて条例第 5 条適用とすること。

⑤勤続 10 年以上 1 号、20 年以上で 2 号の退職時特別昇給を制度化すること。

⑥専従者・高齢者・育児休業・病欠等で昇給延伸・停止している場合は、退職時に調整すること。

⑦臨時職員期間・専従・育児休業期間を勤続年数に通算すること。

2. 働く権利、労働条件の改善に関すること

【労働基準の確立と男女平等の実現】

(1) 労働基準法は、国際基準に適合するよう抜本的改正を国に求めること。

(2) 無原則的な労働時間の弾力化につながる裁量労働・変形労働時間労働制を導入しないこと。

(3) 職場における昇任・昇格差別の是正、セクシャルハラスメント防止、ポジティブアクションの推進、苦情処理機関の設置など、男女雇用機会均等法を活用し、民主的で安心して働きつけられる職場づくりをすすめること。

①男女雇用機会均等法を公務労働者に適用させ、募集・採用、配置・昇進など雇用の全ステージでの差別を禁止すること。また、教育訓練、研修、手当、福利厚生、共済・健保等における男女差別を無くすこと。

②セクシャルハラスメントの実態調査などを当局責任で実施するとともに、防止のための啓発活動や基準づくりを労働組合参加のもとに作成すること。

③女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること。また、選択制夫婦別姓など民法を改正すること。使用者は、民法改正までの間、旧姓使用を認めること。

【労働時間の短縮と人員増について】

(1) 1日8時間・週40時間、完全週休2日制を無条件で法制化するよう国に働きかけること。また1日7時間・週35時間制を条例化すること。

(2) 使用者の労働時間の管理責任、時間外労働の本人確認・労働組合の「閲覧権」などを保障した「厚生労働省通達（平成13年4月6日付、基発39号）」をすべての職場・使用者に徹底し、サービス残業・不払い労働を直ちになくすこと。

(3) 「36協定・時間外協定」締結にあたっては、1日2時間・1週5時間、年間120時間(当面150時間)を上限に規制を行うこと。また、ノー残業デーの設定や「持ち帰り残業」の解消を図ること。

(4) 年間総労働時間1800時間をめざし、1日・1週の所定内労働時間の短縮をはかること。正規雇用の拡大によるワークシェアリングの実施で、時間短縮や休暇制度の拡充・改善を進めること。

(5) 自治体での「ワークシェアリング」は、労働組合との合意を前提とし、職員の賃金カットやサービス残業の拡大によるものでなく、必要な財源確保、正規の職員雇用を原則とし、臨時・非常勤職員は正規職員との「均等待遇」を確保すること。

(6) 自治体の「数値目標を明記した定員適正化計画の策定・改訂」など「画一的な定員管理」に反対し、住民生活に密着する部門の人員を増やすこと。また、人員配置の適正化について労働組合と十分に協議し行うこと。

【休暇の保障、母性保護】

(1) 有給休暇制度については、国基準を理由にした削減を強要せず、つぎのとおり・新設・拡充すること。また、有給休暇・特別休暇の手続きは簡便にし、本人の自由意思で行使できるよう人員増などおこなうこと。

①年次有給休暇は、新規採用者も含めすべて20日以上とし、連続取得・完全取得ができるよう必要な措置をとること。

②結婚休暇を10日以上（週休・祝日は除く）とすること。

③夏期休暇を7日以上と（週休・祝日は除く）し、条例・規則に明文化すること。

④産前・産後の休暇は最低8・10週間とすること。多胎妊娠（双子、三ツ子）の場合については、産後を14週間とすること。

⑤妊娠通院休暇、妊娠の時差出勤制度、妊娠障害休暇、妻および子女の出産補助休暇を新設・改善すること。

⑥妊娠中および産後1年間は、本人の申出で労働を軽減し、有害・危険業務・時間外労働・深夜労働を禁止し、出退勤時間を緩和すること。

⑦生理休暇を取得できるよう維持・復活し、本人の申出を尊重すること。

(2) 育児休暇制度について以下のように改善すること。

①地方公務員の育児休業法第4条2項（無給規定）を撤廃させること。国・自治体の責任を所得保障の面で明確にさせ、給与月額額の60%以上の賃金保障や、取得期間に応じた共済掛け金の免除、育児休業手当金の支給を行うよう国に働きかけること。

②育児休業を取得するかどうかの本人選択制、原職復帰、代替職員配置を保障し、育児休業取得を理由とした本人への不利益な取り扱いをしないこと。育児休業終了後に昇給延伸の復元を行い、給与上の不利益も解消すること。また、職場復帰のための研修等を実施すること。

③育児時間の男女適用、期間・時間の延長を行うとともに、つわり・妊娠障害、更年期障害・不妊治療にかかわる措置等を制度化すること。

(3) 介護休暇制度について以下のように改善すること。

①国・自治体の責任を明らかにし、給与月額額の60%以上の賃金保障と介護休業手当金の支給期間延長を行うよう、必要な条例改正、および法律の改正を国に働きかけること。

②代替職員を配置し、介護休暇取得を理由とした本人への不利益な取り扱いをしないこと。

③期間の延長、再取得、対象範囲拡大、代替職員配置、1日・時間単位の弾力的取得、診断書提出の条件緩和など、利用しやすい制度に改善すること。

(4) 子供の看護休暇について以下のように改善すること。また、制度化していない自治体はただちに制度化すること。

①対象を子供に限定することなく家族まで拡大すること。当面、年齢を少なくとも義務教育終了までにすること。

②看護内容を狭めず、予防注射、予防接種、健康診断、リハビリなど実態に応じたものとする。また医師の診断書等の提出は不要とすること。

③休暇の日数を年間14日以上とし、日・時間単位（半日を含む）の取得を可能とすること。

④非常勤職員等についても同様に認めること。

(5) 育児のための休暇、子どもの予防接種につきそう特別休暇、授業参観日、進路相談の休暇を制度化すること。

(6) 1週間以内の病気休暇は、医師の診断書を必要としない扱いとすること。

(7) リフレッシュ休暇・メモリアル休暇を新設・改善すること。

(8) ボランティア休暇制度については、適用範囲・取得基準など労使協議をつくり、労使合意を前提とすること。また、休暇取得中の災害等については、「公務上扱い」とすること。

(9) 失職例外規程の対象を拡大すること。

【「臨時・非常勤職員」の要求事項】

(1) 「1年更新」を口実に安易な「雇い止め」をおこなわないこと。「雇用更新」

は、特別な理由が存在しない限り原則的に継続すること。また、「高齢者再任用制度」の運用や「市町村合併」に伴う「雇用止め」を行わないこと。

(2) 「臨時・非常勤職員」の賃金・手当・労働条件などは「平等取り扱いの原則」を前提に、正規職員および再任用職員との「均等待遇」をはかること。なお、03 マイナス人勸に基づく賃金切り下げを行わないこと。

(3) 「臨時・非常勤職員」の賃金額については、最低月額 150,000 円以上、日額 7,400 円以上、時給 1,000 円以上とすること。

(4) 一時金・退職金を支給すること。また、『常勤に近い形の臨時・非常勤職員の退職手当については、月 18 日以上・6 カ月以上の職員について、常勤と同じ扱いとする。』（参議院地方分権規制緩和特別委員会での回答）との回答を踏まえ、該当する職員への退職金の制度化をはかること。

(5) 扶養手当・住居手当・通勤手当を正規職員に準じて支給すること。とりわけ、通勤手当については、96 年 3 月の自治省見解を踏まえ、すべての職種に費用弁償として全額実費支給をおこなうこと。

(6) 地方公務員等共済組合や自治体健康保険組合などへの加入を認め、その掛金負担にみあう賃金引き上げをおこなうこと。

(7) 育児休業・介護休暇制度を、正規職員に準じて付与すること。とりわけ、育児休業給付について雇用保険法による給付が可能とした自治省見解に則して、自治体当局としてこれを認めること。

(8) 事実上、正規職員と同じ日数・時間数を勤務している職員についてはただちに正規職員にすること。

(9) 雇用契約書・就業規則の提示を完全に履行すること。契約内容に職務内容を必ず明示し、以後の運用が適正におこなわれるようにすること。

(10) 労働基準法などの法制度以下の労働条件はただちに是正すること。

【自治体外郭団体雇用の職員などの要求事項】

(1) 公社・事業団・社会福祉協議会などの自治体外郭団体雇用職員の賃金・労働諸条件の改善にむけては自治体当局も責任ある対応をおこなうこと。

(2) 自治体業務の下請け関連企業・団体職場の労働者の賃金・労働条件の改善にむけて、自治体として責任を明確にし行政指導を強めるとともに、関係下請け契約単価の引き上げをおこなうこと。

(3) 就業規則の一方的変更を行わないこと。また「不利益不遡及」の原則を守ること。

(4) IL094 号条約にもとづく公契約法・条例を制定し、下請・委託単価の改善を図ること。

3. 公務員制度改革、「能力・業績主義」人事管理等に関すること

(1) 公務員制度改革にあたっては、以下の点を踏まえること。また関係機関に働きかけること。

①「公務員制度改革大綱」を撤回し、憲法とILO勧告に沿った民主的な公務員制度を確立すること。

②「地方公務員制度」の改革は、「地方自治の本旨」に基づき、住民自治・団体自治が保障されるものとして国家公務員制度の「改革」に縛られることなく、自治体の首長、議会、自治体の労働組合、住民の要望・意見を十分に尊重した改革とすること。

③地方公務員制度は「地方自治の本旨」に基づく「住民自治」「団体自治」と「地方分権」が一層拡充される改革とすること。このため地方公務員法は、制度の基本的枠組みを規定する基本法とし、具体化については自治権の拡大を図る立場から各自治体の条例に委ねること。

(2) 自治体行政の全ての段階・分野に職員の参加制度を確立するとともに、行政の腐敗など自治体内部の不正・違法な行為に対する「内部告発」、不法・不当な職務命令に対する「意見具申権」、さらに違法・不当、重大な瑕疵ある職務命令に従う義務のないことを明記し「内部告発者」等の保護を明記すること。

(3) 自治体職員の採用は、公平・公開・民主を原則に行うこと。また障害者採用を促進し職場環境を整えること。国籍条項は撤廃すること。

(4) 「能力・成果主義」賃金の導入は行わないこと。新たな「人事評価制度」は、賃金・労働条件の変更であり、一方的に導入せず、労働組合と協議すること。導入している自治体では、給与制度と分離するとともに、評価基準等について労使協議をおこない、本人開示をおこなうこと。評価結果に対する「不服申し立て制度」や「苦情・救済制度」「訂正権の確立」を行うこと。

(5) 一方的な「人材育成指針」の計画・策定を行わないこと。

(6) 国・県からの職員派遣の押しつけに反対するとともに、地方自治体への特権的な出向を規制すること。また、国・県、第3セクターなどへの職員派遣については、本人・職場・労働組合の合意を前提とし、賃金・労働条件については部内職員との均衡を図ること。

(7) 任期付常勤職員、任期付短時間職員は自治体に導入しないこと。条例化にあたっては、労働組合と協議すること。

(8) 「高齢者再任用制度」については、希望するもの全員の雇用と住民サービスの向上を基本とし、「生活できる所得」保障を行うこと。

4. 人事・研修制度、職員参加に関すること

(1) 予算編成にあたっては職員参加を保障すること。

(2) 組合が、住民サービス、職員の働きやすい職場の保障をめざして行政機関と運営について点検を行うために要求する資料は公開すること。

(3) 人事異動の基準はそのつど労働組合と事前に協議し、合意のうえ全職員に公表し、実施にあたっては当該職員の希望を最大限に尊重すること。あわせて、本人に対して事前の予告、承諾を原則とし、本人の異議申立権を認め、異議申立があったときは労働組合と協議すること。また、異職種への人事異動は原則的にはおこなわないこと。

(4) 研修制度は憲法を基本に、「全体の奉仕者」としての役割が発揮できるように、その内容・方法・参加について労働組合と協議し実施すること。また管理職も含め、時間外研修・宿泊研修は行わないこと。研修が時間外におよんだ場合は手当を支払うこと。職員が参加する自主研修は本人の申出によって「職免」をあたえ、小集団活動や提案制度はやめること。

5. 労働安全衛生の確立、年金・健保・互助会の拡充

【労働安全衛生、災害補償】

(1) 労働安全衛生法、労働安全衛生規則、基準、指針等を遵守し、労働安全衛生対策について、拡充・強化をはかること。

①労働安全衛生委員会を設置し、月1回以上の開催と公開を原則とし、安全・衛生管理者及び産業医を配置すること。

②長時間過密労働をなくし、過労死予防の総合対策・労働者の心の健康づくりのための指針(メンタルヘルス対策)・新たなVDT作業基準など厚生労働省の指針等も踏まえた対策を抜本的に強化すること。

③休憩室や保健室などの施設を整備すること。

④健康増進法に見合った分煙対策を強化すること。

⑤庁舎の耐震診断を行い、安心して働くことのできる安全な庁舎とすること。

(2) 精神疾患休職者の職場復帰にあたっては、受け入れ準備環境の整備、職場復帰後の労働軽減、短時間勤務等、再発防止策を講じること。

(3) 公務災害に対する自治体独自の「見舞金制度」を確立(改善)し、死亡および1級の場合3000万円以上、災害の程度に応じ、最低100万円とすること。

(4) 公務災害療養者見舞金を制度化(増額)すること。なお、公務災害補償の適用を受けなかった公務中死亡者などにも「見舞金」を支給すること。

(5) 災害復旧業務従事に起因した疾病や職業病などを含め、公務災害の認定範囲を拡大すること。

(6) 公務又は通勤途中、あるいは傷病が多少でも公務に起因する可能性がある場合は、災害と思われる傷病の認定申請について、労働組合とも協議して行うこと。また、地方公務員災害補償基金本部の「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」

(97.4.1) は、実態あるいは最高裁判例をふまえて改善するよう働きかけること。

(7) 職場健康診断は、業務やOA機器作業の実態に即し、その内容を拡充すること。健康診断結果に基づいて労働軽減等を行うこと。

(8) 人間ドックは、希望者全員が受診できるようにするとともに、有給・職免とし、費用は全額当局負担とすること。

【年金】

(1) 財源率の労使折半をあらため、労働者30%・使用者70%とし、年金支給開始年齢を60歳へ戻すよう国に働きかけること。また、遺族年金は退職年金の80%とし、最低保障額を当面、月8万円に引き上げるよう国に働きかけること。

【医療】

(1) 各共済組合の自主性を尊重し、短期共済給付の一部負担還元金および付加給付の最低自己負担限度額引き上げについて、一律的な指導をおこなわないよう国に求めること。

(2) 短期経理の国庫負担を30%とし、労使折半負担を改善するよう国に働きかけること。当面、掛金率の上限(40/1000)をもうけ、それをこえる部分については使用者の負担とすること。当面共済短期財源率は95/1000とすること。

(3) 任意継続組合員の負担金の事業主負担分は当局の負担とすること。

【互助会】

(1) 負担割合を改悪しないこと。当面、(1対1のところは)1対2となるよう当局負担を増やすこと。

(2) 福利厚生については、冠婚葬祭給付や貸付金などの生活支援事業の拡大をはじめ、充実をはかること。

【共済組合等の管理運営】

(1) 共済組合、健康保険組合などの議員および代議員等は労働組合の推薦する者を選出すること。

(2) 福祉財源は全額当局負担とすること。

【その他】

(1) 文化・スポーツ・レクリエーションなどの事業を拡充すること。

(2) リフレッシュ給付事業を新設・改善すること

第2章 不況打開、国民要求の実現にむけて

以下の要求について、その改善に自治体として努力するとともに、国・県に対し制度改善を要求すること。

1, 不況打開、地域経済の再生を進め、国民への増税はやめること。

(1)不況を国民本位に打開するため、労働者の賃金を引き上げ、労働時間の短縮をし、雇用の拡大をはかること。大企業の「リストラ・人員整理」、下請け単価の切り下げなどを規制するため、「解雇規制・労働者保護」の法律や条令を制定すること。

また、青年をはじめとした雇用確保を求める企業要請を行うこと。

(2)地域・地場産業の育成支援策や中小零細業者への雇用促進につながる労働支援策を拡充すること。下請け二法を徹底し、大企業（発注元）が適正な単価決定などを行うよう行政としての役割を果たすこと。

(3)「官公需についての中小企業の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、地元中小企業への発注率を上げ、安定的な経営確保を図ること。

(4)不良債権処理の名目で、地域金融機関や中小零細企業をつぶさないこと。

①強引な不良債権処理を行う手法を止め、地域経済と中小企業に責任を負う、まともな金融再生を行うこと。

②小企業等に対する緊急融資・貸し渋り対策を行うこと。また、融資制度や補助制度を拡充すること。

(5)07年度を目途とした消費税の増税や「福祉目的税」化をやめ、消費税を3%に引き下げて、廃止の方向を展望すること。さらに、消費税の食料品や医療費など日常生活必需人と関連支出を非課税にすること。

(6)配偶者特別控除や老年者控除の廃止はやめること。所得税・住民税の課税最低限を是正すること。

(7)大企業や大金持ちへの特権的優遇税制を是正すること。

2, 介護保険の改悪を行わず、介護保障を確立すること。

(1)介護保険における国の負担割合を50%にもどすよう働きかけること。また、介護サービスの質の向上のため、保険料と連動させない介護報酬の引き上げを行うよう国に働きかけること。

(2)入所施設利用者から「ホテルコスト」の徴収を行わないこと。また、利用料（現行1割）の引き上げを行わないこと。あわせて、軽要介護者のサービス利用を制限しないこと。

(3)20歳～39歳の国民からの保険料徴収をしないこと。また、国の制度として

保険料・利用料の減免制度を創設すること。

(4)自治体において、低所得者の保険料・利用料の減免制度を創設・拡充すること、現在おこなっている様々な福祉サービス、介護サービス等の水準を維持・改善し、費用も自治体の一般会計でおこなうこと、介護が必要にもかかわらず非認定となった方への自治体の独自サービスを制度化すること。

(5)平成16年8月27日付基発第0827001号「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」を、保険者や関係事業者団体等へ周知徹底するとともに、法令違反の実態が速やかに改善されるよう、特段の指導を行うこと。

3, 年金制度の改悪をやめ、国庫負担での最低保障年金を創設すること。

(1)すみやかに国民年金(基礎年金)の国庫負担割合を3分の1から2分の1に、消費税の増税なしに増額すること。

(2)全額国庫負担による最低保障年金制度を創設し、無年金者や低額の年金者をなくすこと。

(3)厚生年金・共済年金などの財政方式を積立方式から賦課方式に変え、総額200兆円を超える年金積立金の計画的活用を図り、年金制度を改善すること。

4, 03年4月に実施された健保本人3割負担、高齢者1割の保険料負担を改悪前に戻すこと。また、国民健康保険の国庫負担率を大幅に引き上げ、高すぎる保険料の負担軽減を行うこと。

5, 市町村合併については、住民自治の立場を尊重し強要しないこと。また一方的な「合併促進策」をやめること。さらに、合併強要につながる小規模自治体に対する地方交付税の削減をやめるよう国に働きかけること。さらに、職員削減や臨職の「雇用止め」はやめ、住民サービスの拡充に努めること。

6, 地域や住民生活に重大な影響を及ぼす問題について、住民が意思を表明する機会を保障する住民投票制度を確立すること。

7, 「三位一体改革」でなく、税源の移譲、交付税の充実で地方財政を再建すること。

8, 「構造改革特区」の申請や「地方独立行政法人」の導入を行わないこと。

9, 「公の指定管理者制度」は、自治体の役割を根本から否定するものであり、導入をしないこと。併せて、保育・病院・学校給食などの自治体業務の民営化や企業参入をやめること。住民の人権や生存権保障の立場から公的責任による業務の拡充をはかること。

10, 保健所の統廃合政策をやめ、地域保健法は抜本的に改正すること。あわせて、市町村の行政基盤と母子保健・成人保健等の保健事業充実のため、保健センターを必置に改め、保健婦・栄養士・ケースワーカーなど各専門職員の配置基準を設け増員すること。

11, 公的保育の拡充、保育・子育て予算を拡大すること。

(1)公的保育の解体・市場化の推進をやめること。児童福祉法 24 条を堅持し、直接入所方式・バウチャー制の導入はしないこと。保育所運営費・施設整備費の国庫負担はずし＝一般財源化をせず、保育予算を大幅に増額すること。

(2)学童保育については、学童保育専用の施設（室）と専任指導員が常時複数・常勤で配置できるよう国として最低基準を明確にし、財政措置を行うこと。

12, 障害者福祉施策の拡充と、障害者の人権を守ること

第3章 憲法・教育基本法を守り、自衛隊のイラク派兵の即時中止を

1, 憲法の民主的理念・諸原則を生かし、改悪しないこと。

(1)現行憲法が持つ国民主権、恒久平和、民主主義、基本的人権、地方自治の理念・諸原則を生かし、発展させること。

(2)憲法「改正」の手続きを定めるための「国民投票法案」の国会上程をやめること。

2, 教育基本法を堅持し、教育条件の改善をはかること。

(1)教育基本法の「改悪」及び競争と差別化、管理を強める「教育振興基本計画」の策定は行わないこと。

(2)義務教育国庫負担金の削減・一般財源化は行わないこと。ゆきとどいた教育をすすめるため30人以下学級の実現、私学助成の大幅増額、学校の改築・修繕など施設整備費の増額など教育関連予算を増額すること。

(3)「日の丸・君が代」の自治体や教育現場への強制をやめること。侵略戦争を美化し憲法を否定をする「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書採択を行わないこと。

(4)学校給食の直営を守り、地域の安全でおいしい農産物・食材を使った給食、地域の特性を生かした食器で、一人ひとりの子どもの健康と食教育の充実を図ること。

(5)学校図書館に専門・専任・正規の学校司書を国の責任で全校配置するとともに、公民館、図書館、博物館などの教育機関には、指定管理者制度を適用せず、地方自治体が直接管理・運営すること。

3, 自衛隊のイラク派兵を即時中止・撤退し、国連主導で平和的な主権回復・復興に向けて、国が世界に働きかけること。

4, 「戦争する国」づくりをやめ、憲法9条を生かし平和貢献を

(1) 憲法前文及び第9条に反する有事法制を発動せず、速やかに廃止すること。

「国民保護」を口実に、自治体や住民を日常的に有事体制に組み込むことは、たとえ訓練であっても強要しないこと。

(2) アメリカの海外軍事基地再編と日本の役割強化に反対するとともに、「核実験全面禁止・核兵器廃絶国際条約」の締結を行い、「非核三原則」を法制化すること。

(3) すべての自治体で非核平和宣言と核兵器廃絶条約推進の自治体決議を行い、非核平和行政を推進すること。